

審査基準表
(令和8年度介護に関する入門的研修事業実施業務委託)

審査項目		審査内容	5段階評価	配点
1	業務実施方針	○事業目的を十分に理解した提案となっているか。 ・介護未経験者向けの内容となっているか。	／5 × 2	10
2	業務遂行能力	○提案内容を確実に履行可能な組織体制であるか。 (体制図、人員配置計画等)	／5 × 2	30
		○事業を実施するにあたり、必要な知見があるか。 ・介護現場の実情を把握できる立場にある団体であるか。 ・介護技術に精通している団体であるか。	／5 × 2	
		○類似の研修等の実績はあるか。	／5 × 2	
3	事業の企画 ・運営	【共通】 ○研修の実施方法について、十分な検討がなされているか。 ・効果的な周知方法が提案されているか ・研修の内容は国のカリキュラムを適切に踏まえたものとなっているか。 ・上位研修の受講促進や介護の魅力発信に関する取組が提案されているか。	／5 × 3	40
		【集合研修】 ○研修の日程や会場について、受講しやすい工夫がされているか。	／5 × 1	
		【オンライン研修】 ○研修の実施方法等について、受講しやすい工夫がされているか。	／5 × 1	
		【介護分野等への就労へ向けた支援】 ○委託者の意図を理解した上で、より一層レベルの高い提案がされているか。 ・受講者へ提供する就労関連情報が充実しているか。 ・就労希望者へのフォロー等就労につながる内容となっているか。	／5 × 3	
4	スケジュール	○事業実施のスケジュールは、適切に設定されているか。	／5 × 2	10
5	事業経費	○必要な経費が適切に積算、計上されているか。	／5 × 1	10
		○提案価格に優位性はあるか。 (全提案者のうち最低提案額／本提案者の提案額) × 配点 ※小数点以下切捨て	／5 × 1	
合 計				100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案